



福岡県医発第608号(地)
平成21年6月21日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

平成21年度がん検診受診促進企業連携事業の実施について

標記の件につきまして、平成21年度がん検診受診促進企業連携事業実施要綱に基づき実施される旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

本事業は、地域の特性に応じた効果的ながん検診の普及啓発を進めるため、住民に接する機会を持つ企業等と連携した取組、住民が集中する地域・場所・施設等を活用した取組、国民健康保険をはじめとする保険者が実施する特定健康診査と連携した取組等を行うことにより、住民のがん検診受診への行動を効果的に誘発し、当該地域住民のがん死亡率の減少を図ることを目的として実施されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解下さいますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

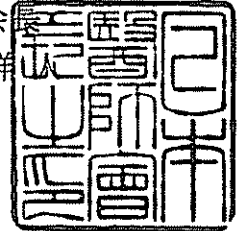
地域保健担当理事 名取一幸
地域保健副担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

日医発第190号（地Ⅲ54）

平成21年5月25日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
唐澤 祥



平成21年度がん検診受診促進企業連携事業の実施について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、今般、平成21年度がん検診受診促進企業連携事業実施要綱により行うこととし、厚生労働省健康局長より各都道府県知事等宛通知がなされ、本会に対しましても周知方依頼がありました。

同事業は、地域の特性に応じた効果的ながん検診の普及啓発を進めるため、住民に接する機会を持つ企業等と連携した取組、住民が集中する地域・場所・施設等を活用した取組、国民健康保険をはじめとする保険者が実施する特定健康診査と連携した取組等を行うことにより、住民のがん検診受診への行動を効果的に誘発し、当該地域住民のがん死亡率の減少を図ることを目的しております。

また、事業を受託する都道府県等においては、実施する事業内容に応じて、医師会等を構成員として、事業の企画・評価を行うための委員会を設置するものとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会に対する周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

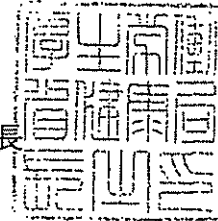


健発第0518002号

平成21年5月18日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



平成21年度がん検診受診促進企業連携事業の実施について

標記について、別紙「平成21年度がん検診受診促進企業連携事業実施要綱」により行うこととし、別添写しのとおり各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長に対し、通知したのでお知らせします。

平成21年度がん検診受診促進企業連携事業実施要綱

1. 目的

がんは我が国の死因の第1位となっており、がんによる死亡者を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であるため、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんのがん検診受診率を飛躍的に向上させるための対策を進める必要がある。

本事業は、地域の特性に応じた効果的な普及啓発を進めるため、住民に接する機会を持つ企業等と連携した取組、住民が集中する地域・場所・施設等を活用した取組、国民健康保険をはじめとする保険者が実施する特定健康診査と連携した取組等を行うことにより、住民のがん検診受診への行動を効果的に誘発し、もって当該地域住民のがん死亡率の減少を図ることを目的とする。

2. 委託先

都道府県、市区町村（以下「都道府県等」という。）

3. 事業の内容

本事業を受託した都道府県等は、地域特性や活用可能な社会資源の状況等を踏まえ、地域の実情に応じて、以下（1）から（3）までの事業のうちから1つ又は複数を選んで実施することとする。

なお、下記に定める事業のほか、それぞれの地域の特性に応じて、本事業の目的に沿った効果的な取り組みを実施する場合には、あらかじめ厚生労働省と協議するものとする。

（1）企業との連携による受診促進事業

地域の特性に応じて、顧客対応窓口等で住民に接する機会を持つと共に、地域住民を多数雇用しているなど、高い普及啓発効果が見込まれる企業等と連携して、がんに関する正しい知識及び検診の必要性についての情報提供等を実施する。

（2）エリア集中型受診促進事業

地域の特性に応じて、住民が集中する繁華街・レジャー施設・ショッピングセンター等において、性別、年齢、嗜好品、がんに関する認知度等を考慮に入れて、がんに関する正しい知識、がん検診の必要性及び受診の予約方法等の情報提供等を地域住民に対して実施する。

（3）特定健診との連携による受診促進事業

国民健康保険、被用者保険の加入者又は被扶養者である地域住民に対して、特定健康診査とがん検診の同時実施に向けた取り組みを行ったり、がん検診の受診場所や日時及び受診の必要性等の情報を特定健康診査の受診券と同封したりするなど、特定健診と一体となった受診の促進の取り組みを実施する。

4. 事業の実施

(1) 企画・評価委員会の設置及び運営等

① 本事業を受託する都道府県等においては、実施する事業内容に応じて、学識経験者や一般住民、がん対策の推進に賛同する企業、都道府県（郡市区）医師会等の各種関係団体、各種公的団体、NPO等の市民団体等を構成員として、本事業の企画・評価を行うための委員会（以下「企画・評価委員会」という。）を設置するものとする。（なお、地域・職域連携推進協議会などの既存の委員会との合同開催を妨げるものではない。）

② 本事業の企画・運営・評価等に際しては、検診対象者が以下の基本原則を踏まえた受診勧奨を受けられるようにすることを目標とする。

ア 自分が将来がんにかかるかも知れないという事を認知し、がん検診の指針の間隔どおりに定期的に検診を受診することをライフスタイルに組み込むことにより、自分自身の健康管理ができること

イ 必要なときに、がん検診をはじめとしたがんに関する正しい情報を的確に得ることができること

ウ 生活や仕事等が考慮されるなど、受診者の視点に立った利便性の高いがん検診を受けることができること

エ 質の高い精度管理がなされたがん検診を受けることができること

③ 企画・評価委員会での討議を通じて、②の基本原則を踏まえた事業の内容の決定及び実施した事業の評価を行うこととする。特に実施した事業の評価については、企画・評価委員会において必ず行うものとする。

④ 企画・評価委員会の運営に当たっては、必要に応じて厚生労働省と協議することとする。

(2) 必要な調査の実施

受託した都道府県等が本事業を実施するに当たって、本事業に関連して地域の実情を把握する必要がある場合には、本事業の一環として必要な調査を行うことができるものとする。

(3) 受診希望者への対応

受託した都道府県等は、本事業によりがん検診の重要性を認知・理解し、行動に移そうとする住民が、がん検診を円滑に受診できるよう、実施時期及び場所等をインターネットホームページ、相談窓口等で案内を行うとともに、市区町村、検診団体・機関との連携により、がん検診希望者の受入体制を十分に確保しながら事業を実施することとする。

(4) 関係団体等との連携

受託した都道府県等は、実施する事業内容に応じて企業、各種関係団体、各種公的団体、NPO等の支援団体等と幅広く連携を図りながら事業を実施することとする。

5. 実施計画の提出

本事業を受託しようとする都道府県等は、がん検診受診促進企業連携等事業の実施計画を厚生労働省へ提出し、承認を受けなければならない。

また、都道府県等が本事業の実施につき再委託を行う場合には、あらかじめ実施計画に、再委託の必要性、再委託先の名称及び住所、再委託を行う業務の範囲並びに契約金額について記載するものとする。

6. 報告書

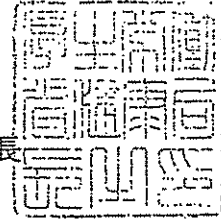
本事業を受託した都道府県等は、本事業の実施後、事業評価及び経理報告を含む本事業の結果について報告書を作成し、厚生労働省健康局総務課がん対策推進室長あて送付すること。

健発第0518002号

平成21年5月18日

各
〔都道府県知事
指定都市市長
中核市市長〕 殿

厚生労働省健康局長



平成21年度がん検診受診促進企業連携事業の実施について

平成19年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」において、がん対策を総合的かつ計画的に推進していく上で、必要な各分野毎の目標が掲げられ、その中でも、がんの早期発見の分野においては、がん検診の受診率を50%以上とする、非常に高い数値目標が掲げられているところである。

このため、地方公共団体と企業との連携によるがん検診の効果的な受診促進の取組、住民が集中する場所におけるがん検診の効果的な受診促進の取組及び特定健康診査と一体となったがん検診の受診促進の取組等を検証する上で必要な検証事例の収集等を行うために、がん検診受診促進企業連携事業を実施することとし、事業の実施に当たっては、別紙「がん検診受診促進企業連携事業実施要綱」により行うこととしたので通知する。

貴職におかれては、本事業を積極的に活用するとともに、貴管内市区町村に周知方願いたい。

なお、本通知は、平成21年4月1日から適用する。

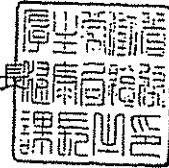


健総発第0518001号

平成21年5月18日

各〔都道府県〕
〔指定都市〕
〔中核市〕
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課長



平成21年度がん検診受診促進企業連携事業の実施計画書の提出について

標記については、平成21年5月18日付健発第0518002号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成21年度がん検診受診促進企業連携事業実施要綱」により実施することとしたところである。

平成21年度において、本事業の受託を希望する都道府県、市区町村にあつては、別紙様式により、下記のとおり、提出するようお願いする。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市区町村に周知方願いたい。

記

1 実施計画書の提出期限

平成21年6月17日（水）

2 実施計画書の提出先

〒100－8916 東京都千代田区霞が関1－2－2

厚生労働省健康局総務課がん対策推進室がん予防係

TEL：03－3595－2185（島田、富田）

(別紙様式)

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省健康局総務課長 殿

〇〇〇〇衛生主管部（局）長

平成21年度がん検診受診促進企業連携事業に係る
実施計画書の提出について

標記について、次のとおり関係書類を添えて提出する。

- 1 実施計画書（別紙1）
- 2 委託費所要額調書（別紙2）
- 3 支出予定額内訳書（別紙3）
- 4 添付書類

(別紙1)

実 施 計 画 書

1 事業の概要

2 事業の方法

3 実施期間

4 再委託の必要性等 (※再委託を行う場合)

(1) 再委託先の名称及び住所

(2) 業務範囲

(3) 契約金額

(4) 必要性

(別紙2)

委 託 費 所 要 額 調 書

実施項目	支出予定額(A) 円	契約予定額(B) 円	委託費所要額(C) 円
合 計			

(注) 1 A欄は、委託契約に係る消費税額を含んだ額を記入すること。
2 C欄は、A欄とB欄とを比較して少ない方の額を記入すること。

(別紙3)

支 出 予 定 額 内 訳 書

経費区分	支出予定額	概算内訳
謝金	円	
旅費		
借料		
会議費		
印刷製本費		
通信運搬費		
賃金		
消耗品費		
雑役務費		
委託費		
合 計		

(注) 本事業を実施するために、臨時に雇用した者を除いては、事業を受託した地方公共団体の職員である者の給与は対象外とする。

別紙2の実施項目ごとに別葉とすること。